

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号。以下「条例」という。）に基づく心身障害者医療費助成制度受給者証交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和5年9月1日付けで行った心身障害者医療費助成制度受給者証交付決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張する。

心身障害者医療費助成制度は、福祉の増進が目的となっているにもかかわらず、①年齢（75歳以上）、②公的保障の種別（後期高齢者医療制度の加入）、③住民税課税の3項目で㊦助成を喪失させる、ことは福祉を後退させる制度となり不当である。

本件処分の取消しを求め、併せて、㊧制限事項の改善を求める。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和 6 年 1 0 月 2 9 日	諮問
令和 7 年 1 月 9 日	審議（第 9 6 回第 1 部会）
令和 7 年 2 月 1 7 日	審議（第 9 7 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 条例等の定め

条例 2 条 1 項は、心身障害者医療費助成制度の対象者について定め、同条 2 項は、同条 1 項の規定にかかわらず、同条 2 項各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める期間は対象としないとし、5 号に、「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けることができる者（東京都規則で定める者を除く。） 当該医療を受けることができる間」と定めている。

高齢者の医療の確保に関する法律 5 2 条は、後期高齢者医療の被保険者は、同条各号のいずれかに該当するに至った日からその資格を取得する旨を定め、1 号に、「当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する者が 7 5 歳に達したとき」と定めている。

したがって、条例 2 条 1 項 5 号によれば、7 5 歳に達して後期高齢者医療の被保険者となった者は、原則として心身障害者医療費助成制度の対象から除外される。

その例外を定める同号括弧書によれば、東京都規則が定める者であれば心身障害者医療費助成制度の対象とされるところ、心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 4 9 年東京都規則第 1 1 3 号。以下「規則」という。）1 条の 6 は、医療費の助成を受けようとする日の属する年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されない者又は特別区の条例で定めるところにより特別区民税を免除された者を対象者と定めている。したがって、特別区民税が課されない者又は免除された者であれば、なお心身障害者医療費助成制度の対象者とされる仕組みとなっている。

2 本件処分について

上記 1 の条例等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

請求人は、令和 5 年〇月〇日に 7 5 歳に達し、後期高齢者医療制度の

被保険者となり、また、令和５年度については特別区民税が課税されていることが確認されている。

そうすると、請求人は、令和５年○月○日以降は、条例２条２項５号の「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けることができる者」に該当し、除外規定である規則１条の６の特別区民税が課されない者又は免除された者に該当しないから、心身障害者医療費助成制度の対象者にはなり得ず、有効期間の終期を令和５年○月○日とする受給者証の交付決定を行った本件処分は、上記１の条例等の定めに従って適正になされたものと認められる。

３ 請求人の主張について

請求人は、福祉の増進が目的となっている心身障害者医療福祉制度であるにもかかわらず、年齢や公的保障の種別により助成を喪失させることは福祉を後退させる制度となり不当である、制限事項の改善を求める旨を主張する。

しかし、本件処分が条例等の規定に従い適正になされていることは上記２に述べたとおりであるから、当該主張を本件処分の取消しを求める理由として採用することはできない。

なお、条例２条２項５号において住民税非課税者を除く後期高齢者医療制度の被保険者が心身障害者医療費助成制度の対象外とされたのは、平成１２年の条例改正によるものであるところ、当該改正条例は、昭和４９年の制度開始以降の社会経済状況の変化のほか、老人保健制度（現在は後期高齢者医療制度に移行）や介護保険制度の創設といった国による高齢者施策の整備等の事情を勘案した上で、制度間の整合性の確保や負担の公平性等の観点から見直しを図ったものである。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實